

答申第 869 号

諮問第 1538 号

件名：愛知県できるだけ公開しない条例の運用規則全文が確認できるもの等の
不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。
あるはず。

文書が特定できているのに、特定できていないと県民に補正通知を送付する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 も同様とする。）について

本件開示請求書の備考欄のうち担当課等欄には審査請求人が「河川課」と記載しており、文書 2 を含め、建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書に対する開示請求であることが示されている。

よって、文書 1 に係る請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、「愛知県できるだけ公開しない条例」という愛知県条例の運用に関して定められた規則の全文が確認できるものと解した。

イ 文書 2 について

本件開示請求書に記載されている「できるだけ公開しない様に仕向ける指南書」とは、情報公開の事務に関し、できるだけ不開示とするように通知又は指導した文書と解した。

よって、文書2に係る請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、県民生活部県民総務課情報グループ（以下「情報グループ」という。）が情報公開の事務に関し、できるだけ不開示とするように通知又は指導した文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1について

「愛知県できるだけ公開しない条例」という題名の愛知県条例は存在しない。よって、同条例の運用に関して定められた規則は存在しない。なお、題名に「愛知県」と「公開」という文言が含まれている条例として「愛知県情報公開条例」があるが、この条例第1条の目的には「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り」とあり、請求書に記載された「できるだけ公開しない」とは相反するものであるため、「愛知県情報公開条例」の運用に関して定められた規則を請求しているものではないと判断した。

イ 文書2について

情報公開の事務に関し、情報グループからできるだけ不開示とするよう通知又は指導されたことはない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 文書1

河川課が管理する文書のうち、「愛知県できるだけ公開しない条例」という愛知県条例の運用に関して定められた規則の全文が確認できるもの

イ 文書2

- 河川課が管理する文書のうち、情報グループが情報公開の事務に関し、できるだけ公開しないように通知又は指導したもの
- (3) 本件請求対象文書の存否について
- ア 文書1について
- 実施機関によれば、「愛知県できるだけ公開しない条例」という題名の愛知県条例は存在しないとのことである。
- 「愛知県できるだけ公開しない条例」が存在しないことからすれば、文書1に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- イ 文書2について
- 愛知県情報公開条例第1条では、実施機関の管理する情報の一層の公開を図ること等を同条例の目的とし、同条例第7条においては、行政文書の開示請求があった場合に、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については開示しなければならないと規定されている。
- また、実施機関によれば、情報公開の事務に関し、情報グループからできるだけ不開示とするよう通知又は指導されたことはないとのことである。
- 以上のことからすれば、文書2に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。
- (4) 審査請求人のその他の主張について
- 本件請求対象文書が存在しないことについては、前記(3)において述べたとおりであるから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (5) まとめ
- 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書1 愛知県できるだけ公開しない条例の運用規則全文が確認できるもの
文書2 県民総務課情報グループができるだけ公開しない様に仕向ける指南書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2.14 (第543回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第545回審査会)	審議
30. 3.23	答申